附　則

（法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数に関する特例）

**第四条**　法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、当分の間、第四条の十三の規定にかかわらず、法第三十七条第二項に規定する精神障害者である短時間勤務職員については、一人とする。

（削る）

（削る）

**第五条**　削除

（法第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数に関する特例）

**第六条**　法第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数は、当分の間、第六条の規定にかかわらず、法第三十七条第二項に規定する精神障害者である短時間労働者については、一人とする。

（削る）

（削る）

**第七条**　削除

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

**第二条**　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第十七条から第二十九条まで**　削除 | **第十七条から第二十七条まで**　削除 |
| | （特定有限責任事業組合の要件） |
| | **第二十八条**　法第二十条の四第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。 |
| | 一　中小企業者（法第二十条の四第一項に規定する「中小企業者」をいう。以下この号において同じ。）又は小規模の事業者（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第七条第一項第一号イ又はロに掲げる者をいい、中小企業者を除く。）のみがその組合員となっていること。 |
| | 二　法第八条第七項に規定する認定の申請がなされた区域計画に定められた国家戦略特別区域障害者雇用創出事業が実施される国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること。 |

附　則

（法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数に関する特例）

**第四条**　法第三十八条第三項の厚生労働省令で定める数は、第四条の十三の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一　法第三十七条第二項に規定する精神障害者である短時間勤務職員

二　その採用の日又は精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日（知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日）のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者（その採用前三年以内に当該国又は地方公共団体の職員を退職した者を除く。）

**第五条**　前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。

（法第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数に関する特例）

**第六条**　法第四十三条第三項、第四十四条第三項及び第四十五条の二第四項の厚生労働省令で定める数は、第六条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する者については、一人とする。

一　法第三十七条第二項に規定する精神障害者である短時間労働者

二　その雇入れの日又は精神保健福祉法第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた日（知的障害があると判定されていた者が、発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日）のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者（雇入れの日前三年以内に当該事業主（法第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項又は第四十五条の三第一項の規定の適用を受ける事業主にあっては、これらの規定の適用を受ける当該事業主以外の事業主を含む。）の事業を退職した者を除く。）

**第七条**　前条の規定は、令和五年三月三十一日までに同条各号のいずれにも該当することとなつた者について適用する。